

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口



0120-506081

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
(日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)

※受付時間等の詳細は住友生命ホームページをご確認ください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

お知らせ

「ご契約内容のお知らせ等」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認ください。

インターネット

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照

P9をご確認ください。

※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

〈ご利用時間〉月～土曜日：午前8時～午後11時45分／日曜日：午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ

<https://www.sumitomolife.co.jp>

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ

- 保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客さまと募集代理店との取引が、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。**
- 法令上の規制に基づき、お客さまの勤務先等により、お申し込みいただけない場合があります。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]



住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

© 個C-24-18 (2025.4) 099B2C0D25-V1-0000000●●大

5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)

2025年4月版



定率増加プラン

告知不要で
0歳～90歳
の方がお申し込みいただける
指定通貨(米ドル・
豪ドル・円)建一時払
個人年金保険
です。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

【お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。】

- ①契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ②給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報 8」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

[募集代理店]

[引受保険会社]



住友生命

しくみと特徴など

選べる受取方法

リスクについて

安心サービス

契約概要

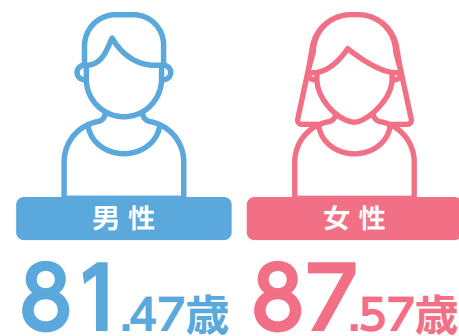
注意喚起情報

人生100年時代を豊かに生きていくために

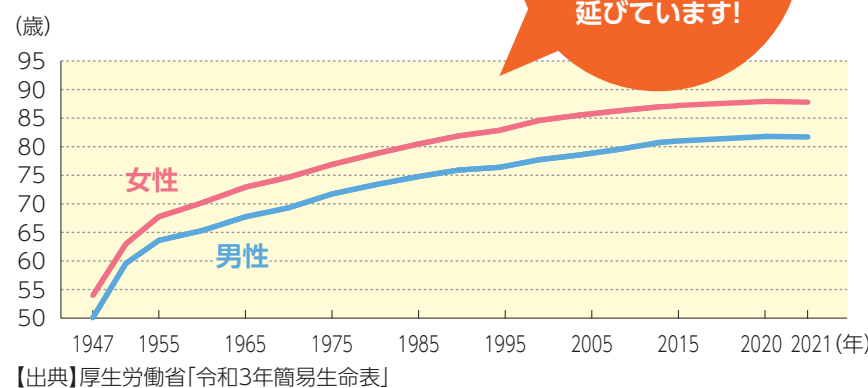


➔ 平均寿命は今後も伸びていくと予想されます。

■平均寿命 【出典】厚生労働省「令和3年簡易生命表」



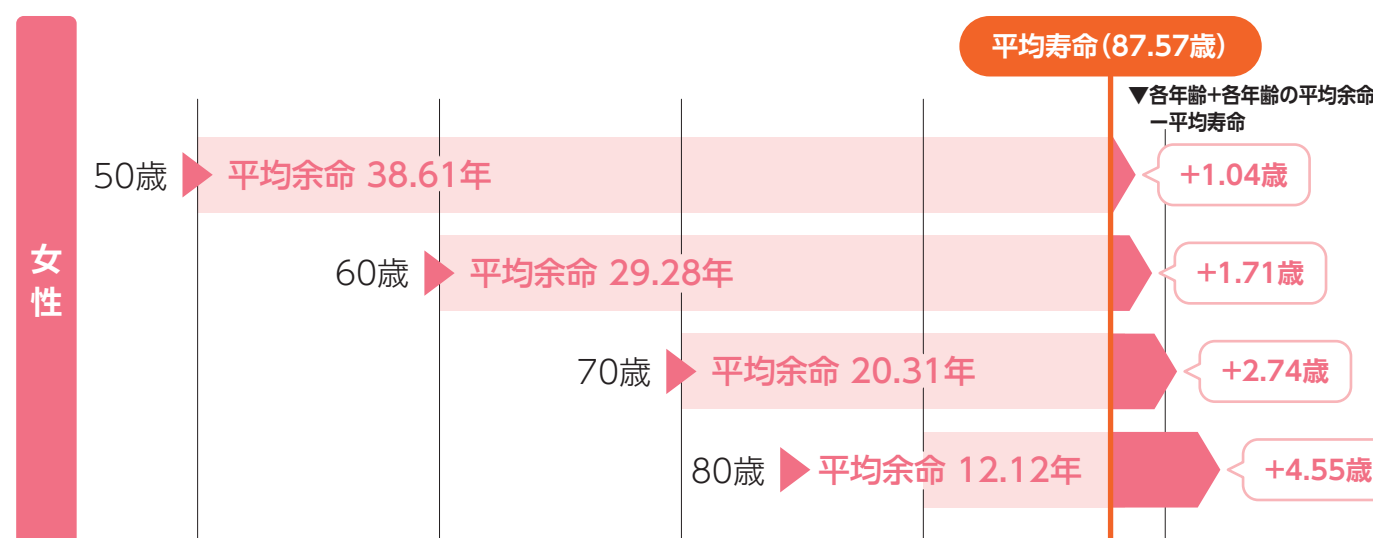
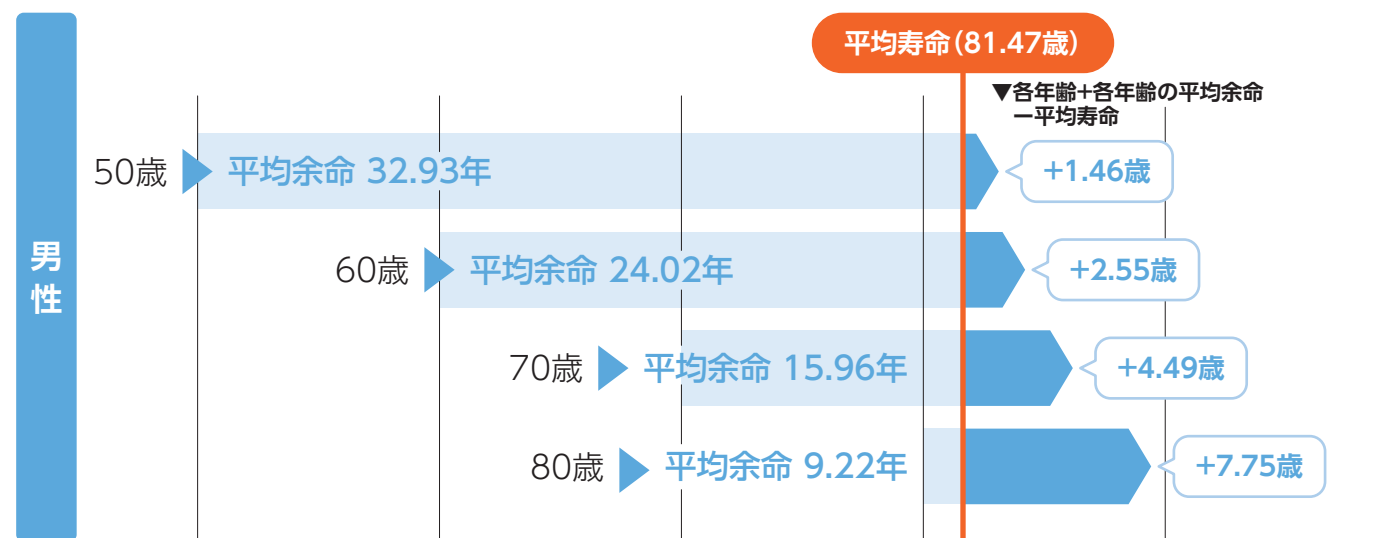
■平均寿命の推移と将来の予測



➔ 平均寿命以上に長生きされる方もいらっしゃいます。

■平均寿命と平均余命(*)

(*) ある年齢の人が、その後何年生きられるかという平均年数のことをいいます。



【出典】厚生労働省「令和3年簡易生命表」より試算

➔ 平均的な老後の費用はいくら？

※世帯主年齢60～69歳世帯平均値

【出典】総務省統計局 2021年「家計調査」、公益財団法人生命保険文化センター 令和元年度「生活保障に関する調査」

夫婦2人の平均生活費

合計 約**28.8**万円/月

■1か月あたりの費用(主な内訳)



さらに

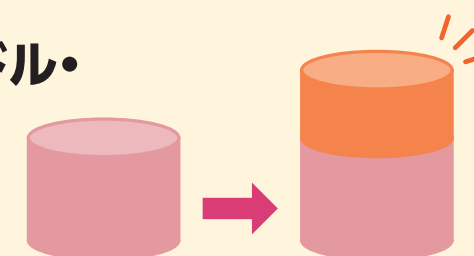
ゆとりあるセカンドライフを送るためには
夫婦2人で約**36.1**万円/月が必要といわれています。



だからこそ大切な資金を「増やす」計画が大切です。



は指定通貨(米ドル・豪ドル・円)建で
着実に



「増やす」サポートをします。

この冊子における指定通貨とは、5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)普通保険約款に定める選択通貨(米ドル・豪ドル・円)のことをいいます。なお、指定通貨のうち米ドル、豪ドルのみ該当する場合は、指定通貨(米ドル・豪ドル)と記載します。

しくみと特徴 指定通貨(米ドル・豪ドル・円)建で着実に増やすことができます。

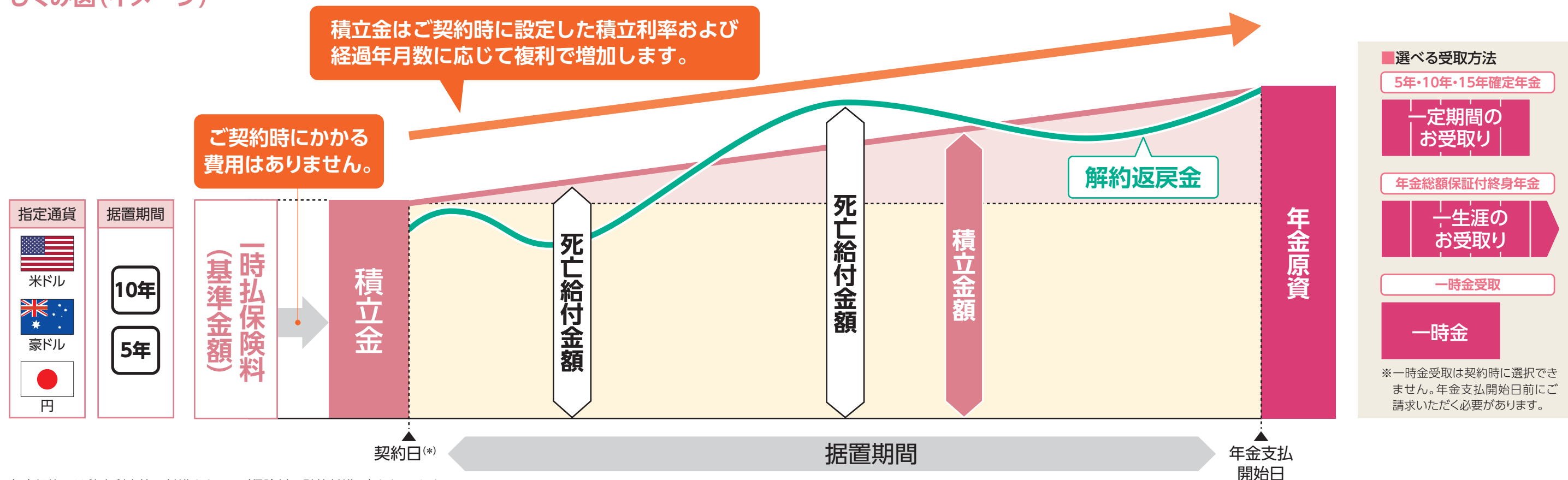
ご契約時

- 指定通貨を米ドル・豪ドル・円、据置期間を5年または10年から選択いただけます。
- ご契約時に**指定通貨建で年金原資が確定します。**

据置期間中

- 据置期間中の積立金額は、ご契約時に設定した**積立利率および経過年月数に応じて複利で増加します。**
- 死亡給付金は積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。

しくみ図(イメージ)



(※) 契約日は積立利率等の基準となる日(保険料の計算基準日)となります。
責任開始日が1日から15日・・・契約日は責任開始日の属する月の翌月1日
責任開始日が16日から末日・・・契約日は責任開始日の属する月の翌月16日
※契約日における積立金額は一時払保険料相当額となり、一時払保険料のお支払いから契約日までの期間に対応する利息等は付与されません。

積立金について

将来の年金などをお支払いするために積み立てておくお金をいいます。

参照 P11「契約概要 2」の「特徴3」をご確認ください。

解約返戻金について

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、解約返戻金には解約控除が適用されます。

参照 P17・18「契約概要 9」をご確認ください。

※ご提案時の積立利率、年金原資等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

積立利率・実質的な利回りについて

- 積立利率とは、積立金などの計算に際して適用する利率(死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率)をいいます。実質的な利回りとは、一時払保険料に対する年金原資の年換算利回り(複利)をいいます。なお、実質的な利回りは、積立利率と同じになります。
- ご契約時に適用する積立利率は、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みをいただけない場合、ご契約時の積立利率はお申込み時の積立利率と変わることがあります。この場合、年金原資等も変わります。
- ご契約時に設定した積立利率は、据置期間満了まで変動しません。

- 米ドル建、豪ドル建で契約の場合、実質的な利回りは指定通貨(米ドル・豪ドル)建での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回り例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは据置期間中に解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

- 年金、死亡給付金、解約返戻金等は指定通貨建です。ご契約時に米ドル建、豪ドル建を選択され、年金等を円貨で受け取る場合には、年金支払開始時または請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金は市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

選べる受取方法

■年金原資の受取方法 参照 P14・15「契約概要 5」をご確認ください。

確定年金 (5年・10年・15年)

あらかじめ定めた期間、一定金額の年金を受け取れます。
(イメージ)

一定期間のお受取り

年金総額保証付 終身年金

被保険者が生存されている限り、生涯年金を受け取れます。
(イメージ)

生涯のお受取り

一時金受取

年金での受取りにかえて一時金で受け取れます。
(イメージ)

一時金

※一時金受取は契約時に選択できません。年金支払開始日前にご請求いただく必要があります。

■年金の受取通貨 参照 P14・15「契約概要 5」をご確認ください。

【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

▶米ドル、豪ドルでの受取りのほか、ご請求により、円貨での受取りを選択できます。

米ドル受取
の場合



円貨受取
の場合



(*) 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日となります。
※円建で契約の場合、年金は円貨でのみ受け取りいただけます。米ドル、豪ドルでの受取りは選択できません。

■年金支払開始日の繰下げ【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】 参照 P12「契約概要 2」の「特徴5」をご確認ください。

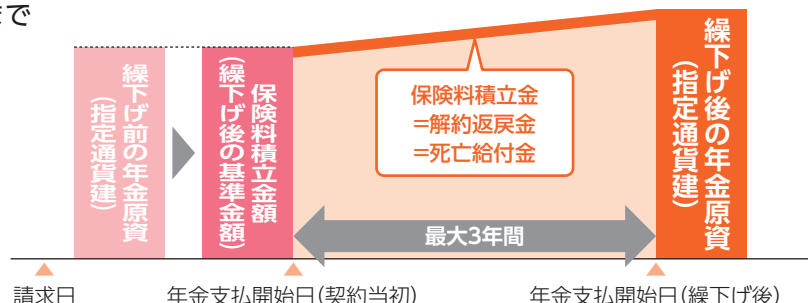
▶「為替の好転を期待して年金の受取りを遅らせたい」とき

最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。

【繰下げをご請求いただける期間】

年金支払開始日の3か月前から2週間前まで

※繰下げ期間は1年・2年・3年からお選びいただけます。
また、繰下げのお取扱いは**1回に限り**ます。



- 年金原資、未払年金の現価を円換算した後は、**米ドル、豪ドルでのお支払いはできません。**
- 年金支払開始日後に一時金受取のご請求をいただいた場合、年金支払日が到来した年金および残存年金(年金総額保証付終身年金の場合、残存保証期間に応じた金額)部分の一時金のお支払いとなります。年金支払いの際には、年金額に応じた費用を控除するため、支払額の合計が年金原資や一時払保険料(基準金額)を下回る場合があります。

リスクについて(必ずご確認ください)

為替リスク【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、年金支払開始時や請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。

円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

【為替リスクの例(払込金額1000万円／年金原資100,000米ドルの場合)】

※住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。

請求時の住友生命所定の為替レート	年金原資の円換算額
円安 110円の場合	1100万円
ご契約時と同じ 100円の場合	1000万円
円高 90円の場合	900万円

円高により払込金額を下回る例

解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

市場価格調整とは

市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に**市場金利が高くなると資産の価値が減少するため解約返戻金額は減少**し、市場金利が低くなると資産の価値が増加するため解約返戻金額も増加します。**そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。**

解約控除とは

解約または減額(一部解約)された場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を基準金額(*)に乗じた金額となります。

(*) 減額等の際に基準となる金額をいい、保険契約締結の際は一時払保険料相当額となります。減額された場合はその割合に応じて減少します。

参照

- 解約返戻金についてはP17・18「契約概要 9」をご確認ください。
- 解約控除についてはP19～21「注意喚起情報」お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。]]をご確認ください。

ご契約後の安心サービス

動画で簡単にポイントをご理解いただけます。
動画視聴はコチラ▶



スミセイのご家族アシストプラス

無料「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 ○ 契約者 OK ✕ ご家族は できません	A ご家族登録サービス ○ 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 ○ 契約者 OK ✕ ご家族は できません	B 契約者代理制度 契約者が 手続きする意思表示が できなくても… ○ 契約者代理人 OK
年金等の請求	被保険者が意思表示できず、 年金等を請求できない。 ○ 被保険者(*1) OK ✕ ご家族は できません	C 被保険者代理制度 被保険者が 請求する意思表示が できなくても… ○ 被保険者代理人 OK

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」
はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること
(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。
そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。
※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
 - 基準金額の減額
 - 解約
- 等

対象外となるお手続き

- 年金等の受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*3) ご契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**年金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**年金等のご請求**をすることができます。
- 年金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。



(*4) 被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。
そのため、被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者のためにご使用いただけます。
※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、**C 被保険者代理制度**のご利用には **A ご家族登録サービス**のお申込みが必要となります。

参照▶ P15・16「契約概要 7」をご確認ください。

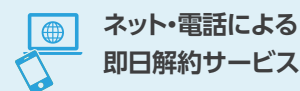
記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

ご契約後の安心サービス

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による
即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額(*1)(*2)をご指定の口座に送金(*3)します。

(*1) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

(*2) 請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。

(*3) 請求日の3～4営業日後に特定取引用口座に送金します。

ご利用にあたっては、「**特定取引用口座・特定取引用暗証番号の登録**」が必要となります。お申込み時またはご契約後にご登録いただきますようお願いいたします。

ネット・電話解約ご利用可能時間

インターネット (平日) 午前11時～午後11時45分

電話 (0120-506081) (平日) 午前11時～午後6時

契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会
サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。

【為替レート掲載予定時間】 ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル 午前10時00分頃

豪ドル 午前10時40分頃



各種お手続き
サービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。



マイナンバー
(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

【スミセイダイレクトサービスお申込み方法について】

- ① ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を保険証券に同封してお送りします。
- ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。
右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも
ログイン画面へアクセス可能です。



※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■この冊子における指定通貨とは、5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険（一時払い）（23）普通保険約款に定める選択通貨（米ドル・豪ドル・円）のことをいいます。なお、指定通貨のうち米ドル、豪ドルのみ該当する場合は、指定通貨（米ドル・豪ドル）と記載します。

■指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を、次のとおり国旗で表記しています。

指定通貨	この冊子での表記
外貨のみ該当	

➔ 1 引受保険会社について

■引受保険会社：住友生命保険相互会社

■住所：本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■電話：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 0120-506081

■ホームページ： <https://www.sumitomolife.co.jp>

➔ 2 商品の特征について

■「たのしみグローバルⅢ（定率増加プラン）」は、住友生命の「5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険（一時払い）（23）」の愛称です。

■この保険は、指定通貨（米ドル・豪ドル・円）建の一時払個人年金保険です。据置期間中、一定の積立利率および経過年月数により積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。

■為替レートや市場金利の変動等により**損失が生じるおそれがあります。**

参照 本商品のしくみ図（イメージ）についてはP3・4をご確認ください。

参照 解約返戻金の詳細はP17・18「契約概要 9」をご確認ください。

次ページへつづく

特徴 1 指定通貨の選択

- この保険は、指定通貨（米ドル・豪ドル・円）建の個人年金保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。
- ご契約時に通貨を指定いただきます。指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。
- 保険料のお払込みや年金、死亡給付金、解約返戻金等のお支払いは指定通貨となります。なお、米ドル建、豪ドル建で契約の場合、保険料円貨払込特約（一時払い）を付加していただくことにより、一時払保険料を米ドル、豪ドルにかえて円貨でお払い込みいただけます。また、保険料選択外通貨払込特約を付加していただくことにより、米ドル建でご契約の場合は豪ドル、豪ドル建でご契約の場合は米ドルでお払い込みいただけます。また、ご請求により年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

特徴 2 据置期間

- 据置期間は5年または10年から選択いただけます。

特徴 3 積立金額について

- ご契約時の積立金額は、一時払保険料と同額です。ご契約後の積立金額は、ご契約時に設定した積立利率（*1）および経過年月数に応じて複利で増加します。
 - 年金支払開始日の前日における積立金額が年金原資となります。
- （*1）積立利率とは、積立金などの計算に際して適用する利率（死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率）であり、ご契約時に適用される積立利率は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、積立利率は実質的な利回りと同じになります。

※年金支払開始日の繰下げをした場合の保険料積立金額については「特徴5」をご確認ください。

特徴 4 死亡時の保障

- 年金支払開始日前の死亡給付金は死亡日における積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- 【詳細】** 年金支払開始日の繰下げを行った場合の死亡給付金のお支払いについては「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡給付金のお支払い（年金支払開始日前）』をご確認ください。

特徴 5 年金支払開始日の繰下げ

- 年金支払開始日の3か月前から2週間前までの間に年金支払開始日を繰り下げることができます（繰下げ期間は1年・2年・3年からお選びいただけます。また、年金支払開始日の繰下げのお取扱いは1回に限ります）。ただし、年金支払開始年齢が95歳を超える繰下げはできません。なお、年金支払開始日を繰り下げた場合、繰下げ後は解約返戻金額の計算に市場価格調整・解約控除は適用されません。
 - 繰下げ期間中の保険料積立金額はご契約当初の年金支払開始日の前日における積立金額を基準として、繰下げ時に適用される積立利率（*2）および経過年月数に応じて複利で増加し、年金支払開始日（繰下げ後）の前日の保険料積立金額が年金原資となります。
 - 繰下げ期間中の解約返戻金額および死亡給付金額は保険料積立金額と同額です。
- （*2）適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率とは異なります。

特徴 6 簡単な申込手続き

- 告知や医師の診査は不要ですので、簡単な手続きでお申し込みいただけます。

- この保険には、お客さまに**ご負担いただく費用があります**。詳細はP19～21「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。
- また、為替レートや市場金利の変動等により**損失が生じるおそれがあります**。為替リスクについてはP15「契約概要 6」を、市場金利の変動リスクについてはP17・18「契約概要 9」をご確認ください。
- その他、各取扱いの範囲・留意事項等について詳細は次項以降をご確認ください。

➔ 3 保障内容について

お支払内容	お支払理由	お支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
年金	被保険者が年金支払開始日に生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額を年金原資として、年金支払開始日における計算基礎率（予定利率・予定死亡率等）により定まる年金額	年金受取人

- 【詳細】** 年金支払開始日の繰下げを行った場合の死亡給付金のお支払いについて、詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡給付金のお支払い（年金支払開始日前）』をご確認ください。
- 【詳細】** 年金支払開始日の繰下げを行った場合の年金のお支払いについて、詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『年金のお支払い（年金支払開始日以後）』をご確認ください。
- 本商品は被保険者が**高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません**。
 - 死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等の場合、死亡給付金などはお支払いできません**。
- 【詳細】** P26「注意喚起情報 8」および「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡給付金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

4 ご契約の諸基準について

指定通貨		米ドル、豪ドル、円			
据置期間と 契約年齢範囲（*1）		据置期間5年	確定年金 0歳～90歳		
			年金総額保証付終身年金 35歳～90歳		
		据置期間10年	確定年金 0歳～85歳		
			年金総額保証付終身年金 30歳～85歳		
払込金額の取扱単位		米ドル:1セント単位 豪ドル:1セント単位 円貨:1万円単位			
年金種類		5年・10年・15年確定年金、年金総額保証付終身年金			
最低払込金額	 	指定通貨で 入金する場合	米ドル	豪ドル	円
			10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円
		「保険料円貨払込特約（一時払い）」を 付加する場合	円		
			100万円		
			払込通貨：米ドル／指定通貨：豪ドル		
			10,000米ドル		
			払込通貨：豪ドル／指定通貨：米ドル		
			10,000豪ドル		
最高一時払保険料（*2）		15億円			
保険料払込方法		一時払いのみ			
告知		なし（告知、医師による診査不要）			

（*1）契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

（*2）最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料（基準金額）を円換算した金額（払込通貨が円貨の場合は円貨払込額）にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

■ 次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。
指定通貨／据置期間／年金支払開始年齢／年金種類／払込金額／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

【積立利率】

■ ご契約時に設定した積立利率は、据置期間満了まで変動しません。

■ ご契約時に適用する積立利率は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みをいただけない場合、ご契約時の積立利率はお申込み時の積立利率と変わることがあります。この場合、年金原資等も変わります。

● **金利情勢によっては新規契約の取扱いができないことがあります。**

5 年金のお受取方法について

■ 年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。年金での受取りのほか、年金支払開始日前にご請求いただくことにより、年金での受取りにかえて年金原資（*）を一時金でお受け取りいただけます。

（*）年金総額保証付終身年金の場合は年金原資ではなく保証期間中の未払年金の現価となります。

● **年金支払開始日に計算した第1回年金額が住友生命の定める額を下回る場合は、年金でのお支払いをお取り扱いできません。その場合、年金原資を一時金でお支払いし、ご契約は消滅します。**

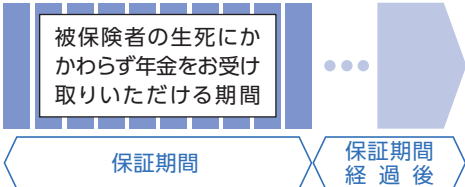
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

- 年金は米ドル、豪ドルでの受取りのほか、円貨でお受け取りいただけます。年金支払開始日以前に円貨でのお支払いの請求があった場合には、年金支払開始日における年金原資を年金支払開始日の住友生命所定の為替レートにより円換算して、年金をお支払いします。
- 年金支払開始日後に円貨でのお支払いの請求があった場合には、請求日の未払年金の現価を請求日の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額および請求日の翌日における住友生命の定める率により計算した金額を請求日後に到来する年金支払日に年金としてお支払いします。
- 一時金で受け取る場合も、米ドル、豪ドルでの受取りのほか円貨での受取りも選択できます。

● **年金原資・未払年金の現価を円換算した後は、米ドル、豪ドルでのお支払いはできません。**

【円建で契約の場合】

- 年金は円貨でのみお受け取りいただけます。米ドル、豪ドルでの受取りは選択できません。
- 年金支払開始時に、後継年金受取人を指定することができます。
- ご契約時にお選びいただける年金種類は米ドル、豪ドル、円貨のいずれの通貨で受け取る場合も以下のとおりです（年金支払開始日の3か月前から2週間前にご請求いただくことにより、年金支払開始時に年金種類を変更できます。なお、年金支払開始後の変更はできません）。なお、年金のお支払いは年に1回となります。

年金種類	内容	イメージ図
確定年金 (5年・10年・15年)	被保険者の生死にかかわらず、あらかじめ定めた期間、一定金額の年金をお支払いします。	例：10年確定年金 
年金総額保証付 終身年金	被保険者が生存されている限り、一生生涯年金をお支払いします。被保険者が死亡された場合でも、年金のお支払総額が年金原資相当額に達するまでの期間（保証期間）は引き続き年金をお支払いします。	

- 
- **年金額・保証期間は保険のご加入時点で定まるものではありません。**実際の年金額・保証期間は、年金原資、年金支払開始日の計算基礎率（予定利率、予定死亡率等）により計算されます。
 - 年金支払開始日後に一時金受取の請求をいただいた場合、年金支払日が到来した年金および残存年金（年金総額保証付終身年金の場合、残存保証期間に応じた金額）部分の一時金の支払いとなります。年金支払いの際には、年金額に応じた費用を控除するため、支払額の合計が年金原資や一時払保険料（基準金額）を**下回る場合があります。**

➔ 6 為替リスクについて

■年金、死亡給付金、解約返戻金等を**円貨で受け取る場合には**、年金支払開始時や請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

- ・円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- ・円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を**下回ることがあります。**

参照▶P6「リスクについて」をご確認ください。

➔ 7 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

  保険料円貨払込特約（一時払い）／保険料選択外通貨払込特約	・米ドル建、豪ドル建で契約の場合、保険料円貨払込特約（一時払い）を付加していただくことにより、一時払保険料を米ドル、豪ドルにかえて円貨でお払い込みいただけます。また、保険料選択外通貨払込特約を付加していただくことにより、米ドル建でご契約の場合は豪ドル、豪ドル建でご契約の場合は米ドルでお払い込みいただけます。 ・払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日（住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日）の住友生命所定の為替レートにより指定通貨（米ドル・豪ドル）へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。 ・募集代理店によっては、これらの特約を取り扱わないことがあります。 ・複数通貨でのお払込みはできません。
後継年金受取人指定特約	・年金受取人が年金支払開始日以後に死亡したときに、あらかじめ指定した後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎ、以後の年金受取人となることができます。 ・後継年金受取人の指定につきましては、年金支払開始時にご案内します。
  円貨支払制度	●契約者または給付金・年金の受取人からのご請求があった場合には、次に定めるところにより死亡給付金、解約返戻金、年金、年金原資等を円貨にてお支払いします。 ・年金支払開始日以前に円貨での年金支払いの請求があったとき 年金支払開始日（＊1）における住友生命所定の為替レートをを用いて年金原資を円換算し、年金をお支払いします。 ・年金支払開始日以前に円貨での年金の一時金支払いの請求があったとき 年金支払開始日（＊1）における住友生命所定の為替レートをを用いて円換算してお支払いします。 ・年金支払開始日後に円貨での年金支払いの請求があったとき 請求日（＊1）（＊2）における住友生命所定の為替レートをを用いて未払年金の現価を円換算した額および請求日（＊2）の翌日における住友生命の定める率により計算した年金額を、請求日（＊2）後に年金支払開始日が到来する年金としてお支払いします。 ・死亡給付金、解約返戻金等の円貨での支払いの請求があったとき 請求日（＊1）（＊2）における住友生命所定の為替レートをを用いて円換算してお支払いします。

スミセイのご家族アシストプラス

ご家族登録サービス	●契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報（＊3）は照会できません。 ●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ●ご家族を登録（変更）する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 詳細 ▶「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。
保険契約者代理特約	●契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 ●契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き（＊4）。 ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。 ●年金等の受取人の変更 ●契約者の変更 ●契約者代理人の変更 ●契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症（器質性認知症）または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※年金等の請求手続きには同意は不要です。 ●契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。 詳細 ▶「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。
被保険者代理特約	●被保険者が受取人となる下記の年金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、年金などを請求することができます。 ●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 ●年金（年金受取人と被保険者が同一人の場合） ●配当金（契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合） 詳細 ▶「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。

- （＊1）住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- （＊2）書類でご請求いただいた場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日（書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日）をいい、スミセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。
- （＊3）被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。
- （＊4）契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます（被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます）。

詳細▶ 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

➔ 8 配当金について

■配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡給付金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。

■年金、死亡給付金、解約返戻金等を指定通貨（米ドル・豪ドル）でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨（米ドル・豪ドル）でお支払いします。

■**配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**

■配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 9 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- 解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 年金支払開始日の繰下げ後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

【解約返戻金の計算】

$$\text{解約返戻金額} = \left[\text{解約返戻金計算基準日}^{(*)} \text{の積立金相当額} \times \text{市場価格調整率} \right] - \left[\text{基準金額} \times \text{所定の控除率} \right]$$

(※1) ご契約を解約・減額する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日)をいい、スマセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。

参照 解約控除についてはP19～21「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

【市場価格調整率について】

■**市場価格調整**とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると資産の価値が減少するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると資産の価値が増加するため解約返戻金額も増加します。そのため、**市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。**

■**市場価格調整率**は、責任開始日と解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率を使用した以下の算式で計算します。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{責任開始日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{(*)}}{12}}$$

(※2) 残存月数

据置期間(年数)×12か月(契約日から起算して年金支払開始日の前日までの月数)から、契約日から起算して解約返戻金計算基準日までの月数(1か月未満切捨て)を差し引いた月数

■市場価格調整用利率は、運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるという観点から下記の通り設定されます。なお、責任開始日時点の市場価格調整用利率は保険証券で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページの閲覧またはお問合せ窓口への照会によりご確認ください。

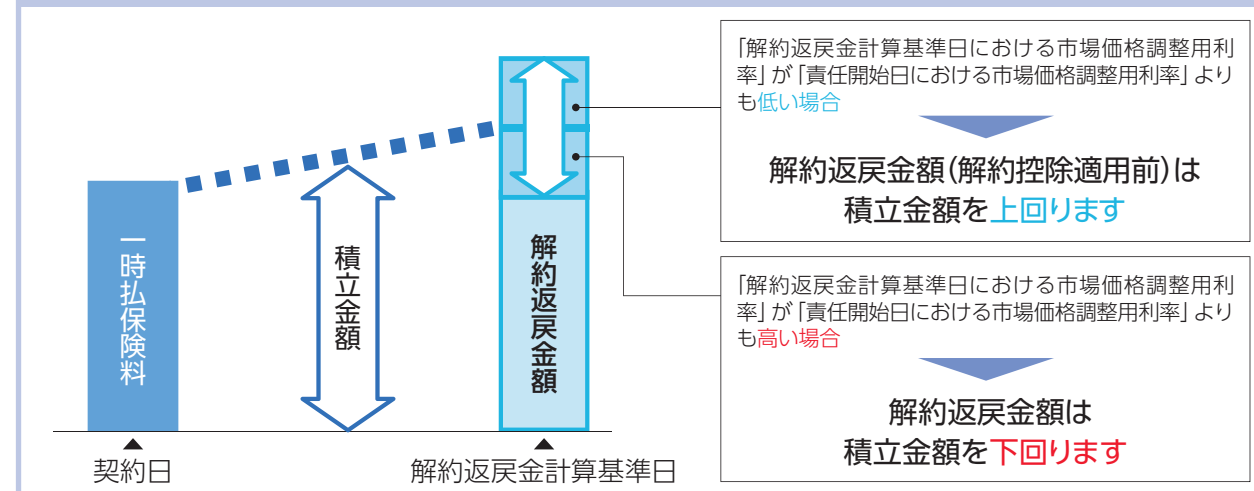
- ・住友生命所定の期間における各指定通貨、据置期間の指標金利の平均値とし、毎月2回(1日および16日)設定されます。

【解約控除について】

■解約または減額(一部解約)された場合にご負担いただく費用です。この費用は解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を基準金額(減額(一部解約)の場合は、減額(一部解約)部分に対応する金額)に乗じた金額となります。

参照 P19～21「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

解約返戻金額の変動イメージ(解約控除適用前)



→ 10 契約日について

■責任開始日に応じて下表のとおり契約日を定めます。契約日は積立利率等の基準となる日(保険料の計算基準日)となります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

※契約日における積立金額は一時払保険料相当額となり、一時払保険料のお払込みから契約日までの期間に対応する利息等は付与されません。

→ 11 お客さまにご負担いただく費用について

■お客さまにご負担いただく費用は、「契約後にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 P19～21「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■特に死亡給付金などをお支払いできない場合 (P26 [8]) など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。

■また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P24・25 [5])

■指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を、次のとおり国旗で表記しています。

指定通貨	この冊子での表記
外貨のみ該当	 

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

お客さまにご負担いただく費用は、「契約後にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

契約後にかかる費用

■死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています (別途お払い込みいただくものではありません)。

■解約返戻金額を計算する際は、基準金額^(*)に一定割合 (契約日からの経過年数に応じた所定の控除率) を乗じた金額を差し引きます (解約控除)。

(*) 減額 (一部解約) の場合は、減額 (一部解約) 部分に対応する金額となります。

所定の控除率

【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】  

●据置期間5年の場合の所定の控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

●据置期間10年の場合の所定の控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

【円建で契約の場合】 

●据置期間5年の場合の所定の控除率

経過年数 積立利率	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0.30%未満	0.40%	0.32%	0.24%	0.16%	0.08%
0.30%以上 0.45%未満	0.45%	0.36%	0.27%	0.18%	0.09%
0.45%以上 0.60%未満	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
0.60%以上	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

●据置期間10年の場合の所定の控除率

経過年数 積立利率	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0.30%未満	0.80%	0.72%	0.64%	0.56%	0.48%
0.30%以上 0.45%未満	0.90%	0.81%	0.72%	0.63%	0.54%
0.45%以上 0.60%未満	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%
0.60%以上	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%
経過年数 積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
0.30%未満	0.40%	0.32%	0.24%	0.16%	0.08%
0.30%以上 0.45%未満	0.45%	0.36%	0.27%	0.18%	0.09%
0.45%以上 0.60%未満	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%
0.60%以上	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

次ページへつづく

次ページへつづく

■年金支払期間中は、年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。
(2025年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

■通貨を換算する場合にかかる費用
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート(*1)
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM(*2) - 50銭
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM(*2) + 50銭
配当金を指定通貨(米ドル・豪ドル)で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドル・豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM(*2) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM(*2) - 25銭

(*1) 住友生命所定の為替レートは2025年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(*2) TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

- ・TTS(対顧客電信売相場)：お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート
- ・TTB(対顧客電信買相場)：お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

保険料を指定通貨(米ドル・豪ドル)または指定通貨以外の外貨(米ドル・豪ドル)で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨(米ドル・豪ドル)で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します(*1)。

市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

(*1) 具体的には、解約時(減額時)の市場金利が契約時と比較して上昇した場合には解約返戻金額は減少し、逆に、低下した場合には増加することがあります。

 参照 解約返戻金額の計算について詳細は、P17・18「契約概要 9」をご確認ください。

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。
【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、年金支払開始時または請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

- **円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。**
- **円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。**

また、次の点もご確認ください。

- 為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- 保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

年金額は契約時には定まっていません。

年金額は年金支払開始日の前日における積立金額(年金支払開始日の繰下げ(*2)を行った場合には保険料積立金相当額)を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率(予定利率、予定死亡率等)により計算されます。そのため、年金額は契約時には定まっていません。

(*2) 指定通貨が円貨の場合は取り扱いできません。



1

申込み時(クーリング・オフ制度)

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^(※1)によりクーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日



クーリング・オフ可能期間

(※1) 電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

申し出方法

＜書面の場合＞

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 ＜保険料を払込み済みの場合＞ (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

＜電磁的記録の場合＞

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】



- クーリング・オフがあった場合、住友生命に払い込む通貨で、払込金額と同額を払い戻します^(※2)。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等(米ドル・豪ドル)に交換し申し込む場合(下表「b. 付加しない」)で、払い戻された指定通貨等(米ドル・豪ドル)を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、円資金を指定通貨等(米ドル・豪ドル)に交換する際および払い戻された指定通貨等(米ドル・豪ドル)を円貨に交換する際には、金融機関等所定の為替手数料をご負担いただきます。そのため、為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分の損失が生じます。

お手持ちの通貨	保険料円貨払込特約(一時払い)	保険料として払い込む(住友生命が受け取る)通貨	クーリング・オフに伴って払い戻す通貨
円貨	a. 付加する	円貨 ^(※3)	円貨 ^(※4)
	b. 付加しない	外貨(指定通貨等) ^(※5)	外貨(指定通貨等) ^(※6)
指定通貨等(米ドルまたは豪ドル)	c. 付加しない	外貨(指定通貨等)	外貨(指定通貨等)

- (※2) 指定通貨を円貨とした場合は、円貨で払込金額と同額を払い戻します。
- (※3) 保険料を円貨で払い込む場合に適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。
- (※4) 円貨での払込金額と同額を払い戻します。
- (※5) お手持ちの円資金を金融機関等で外貨(指定通貨等)に交換する場合、為替手数料分のご負担が生じます。また、お客さまの口座から住友生命の口座へ送金を行うための手数料が生じることがあります。
- (※6) 外貨(指定通貨等)での払込金額と同額を払い戻します。ただし、外貨(指定通貨等)での払戻しとなるため、お手持ちの円資金を金融機関等で外貨(指定通貨等)に交換し申し込む場合で、払い戻された外貨(指定通貨等)を円貨に交換するときは、以下により、当初の円貨額を下回る(元本割れする)ことがあります。
 - ①円貨から外貨(指定通貨等)への交換にかかる金融機関等所定の手数料
 - ②外貨(指定通貨等)から円貨への交換にかかる金融機関等所定の手数料
 - ③外貨(指定通貨等)の送金および着金にかかる金融機関等所定の手数料
 - ④為替差損(益)

【詳細】クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。



2

申込み時(告知)

告知は不要です。

- 本商品への契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。
 - ・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせいただくことです。
- 被保険者が病院等の医療機関に入院中の場合や、余命宣告を受けている場合には、申込みをお断りさせていただきます。
 - ※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に取り扱います。



3

申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、給付金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

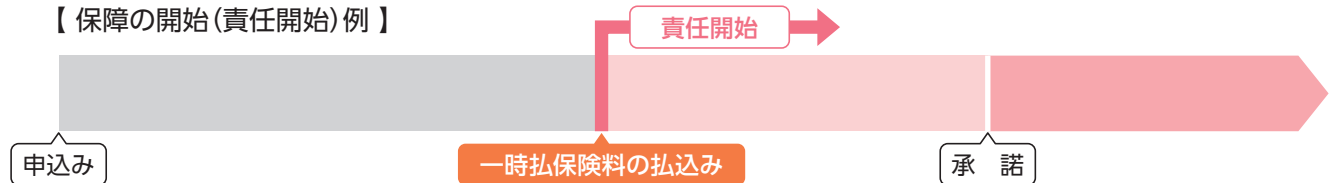


4

申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、一時払保険料の払込みが完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。

【保障の開始(責任開始)例】



- 契約日は責任開始日に応じて以下のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。



5

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。

- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 本商品（新たな契約）の保障を開始（責任開始）する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品（現在の契約）と本商品（新たな契約）の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。



6

契約後（解約と解約返戻金）

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**また、同様に、基準金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する一時払保険料相当額を下回ることがあります。**
 - ・年金支払開始日の繰下げ（*）後（当初の年金支払開始日以後）は、市場価格調整および解約控除の適用はありません。

（*）指定通貨が円貨の場合は取り扱いできません。

- 解約返戻金額は、解約返戻金計算基準日の積立金相当額に市場価格調整を適用し計算した金額から基準金額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引いた金額となります。
- 年金支払開始日以後、解約の取扱いはできません。ただし、年金支払開始日以後、一時金での受取りを希望される場合は、残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます（年金総額保証付終身年金の場合は、保証期間中であれば、残存保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます）。**年金支払開始日以後に一時金で受け取った場合、受取総額が年金原資や一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

参照 解約返戻金についてはP17・18「契約概要 9」をご確認ください。なお、所定の控除率についてはP19～21「注意喚起情報「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」」の「■契約後にかかる費用」をご確認ください。

詳細 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『解約返戻金のお支払い（年金支払開始日前）』をご確認ください。



7

契約後（スミセイのご家族アシストプラスについて）

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
 - ・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加していただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

次ページへつづく

- ・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、年金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります。**
- ・契約者が他に加算の契約も含めて、被保険者として認知症（器質性認知症）または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です（*）。**

（*）年金等の請求手続きには同意は不要です。

- ・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- ・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『（1）保険契約者代理特約』をご確認ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる年金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が年金などの請求を行うことができる制度です。
 - ・年金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。
- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。



8

請求時（お支払いできない例）

死亡給付金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

【死亡給付金などをお支払いできない場合の例】

- 死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- 詐欺により**契約が取り消された場合**や、死亡給付金の不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**（なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。）
- 死亡給付金の**免責事由に該当した場合**（例：受取人などの故意によるときなど）



9

請求時（手続きとお願い）

お客さまからの請求に応じて、死亡給付金をお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、**他に加算している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**（連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。）
- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。



10

諸制度 (相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。



11

諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。



12

諸制度 (税金の取扱い)

ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- 一時払保険料は、お払い込みいただいた年（*1）に限り一般生命保険料控除の対象となります。（なお、個人年金保険料控除の対象にはなりません。）
（*1）契約日の属する年が基準となります。
- 年金支払開始日までに解約された場合には、解約返戻金から必要経費（一時払保険料）を差し引いた金額に対して課税されます（*2）。

年金支払開始日以後の年金種類	契約日から5年以内に解約された場合	契約日から5年経過後に解約された場合
確定年金	20.315%（*3）の源泉分離課税	所得税（一時所得）（*4）＋住民税
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）（*4）＋住民税	

- （*2）基準金額の減額を行った場合で、減額部分の解約返戻金額が必要経費（一時払保険料）を上回ったときも同様の取扱いとなります。
- （*3）（2037年12月31日まで）復興特別所得税を含みます。
- （*4） $\{ (解約返戻金) + (配当金) - (一時払保険料)（*5） - (特別控除額50万円) \} \times 1 / 2$ で計算した所得について課税されます。なお、特別控除額50万円は各々の契約の解約返戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。
- （*5）減額があった場合は、一時払保険料から、すでに受け取った解約返戻金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

参照 契約日についてはP24「注意喚起情報 4」をご確認ください。

- 契約者・被保険者・年金受取人・死亡給付金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い		
		毎年の年金	確定年金	所得税（雑所得）・住民税
年金	契約者と年金受取人が同一人の場合	年金支払開始後の一時金での受取り（*6）	年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）・住民税
		年金受給権取得時（*6）		贈与税（年金の評価額に対して課税）
	契約者と年金受取人が別人の場合	毎年の年金		所得税（雑所得）・住民税
		年金支払開始後の一時金での受取り	確定年金	所得税（一時所得）・住民税
			年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）・住民税
		年金受給権取得時（*6）		贈与税（年金の評価額に対して課税）
死亡給付金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税		
	契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税（一時所得）・住民税		
	契約者・被保険者・死亡給付金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税		

（*6）年金支払開始時に一時金での受取りを希望される場合も同様の取扱いとなります。

【米ドル建・豪ドル建で契約の場合】  

- 指定通貨を米ドルまたは豪ドルとした場合の税務上の取扱いについては、以下の基準により外貨を円換算したうえで、円建の契約と同様に取扱いします。

		円換算日	換算時の為替レート（*7）
一時払保険料		保険料領収日	円換算日（*9）最終のTTM
解約返戻金（*8）		解約返戻金計算基準日	円換算日（*9）最終のTTM
年金	所得税（雑所得）の対象となる場合	毎年の年金支払日	円換算日（*9）最終のTTM
	贈与税の対象となる場合	年金受給権取得日	円換算日（*9）最終のTTB
死亡給付金	所得税（一時所得）の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日（*9）最終のTTM
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日（*9）最終のTTB

- （*7）住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
- （*8）解約返戻金が源泉分離課税の対象となる場合の為替レートは、円換算日（*9）最終のTTBとなります。
- （*9）住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
- ・一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となり、また、指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む場合は、指定外通貨（米ドルまたは豪ドル）払込額を円換算した金額となります。
- ・米ドルまたは豪ドルを指定通貨とし、年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合、円貨で受け取った金額となります。

詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務にかかわる説明は2025年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

➔ 13

生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口



0120-506081

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
(日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)

※受付時間等の詳細は住友生命ホームページをご確認ください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

●契約内容に関するご照会
●苦情・相談受付等

<主なサービス内容> ●各種手続き方法に関するご案内(*)

(*) 住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。



ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ (<https://www.jili.or.jp/>) でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

MEMO